

本宮山県立自然公園

指 定 書

(公園区域の一部変更)

(案)

平成26年 月 日

愛 知 県

目 次

1	変更理由	3
2	変更する区域	4

1 変更理由

本宮山県立自然公園は、愛知県の東三河地方山岳地帯の岡崎市、豊川市、新城市の3市に及んでいる。東三河山地の山岳地帯が始まる最南端の名山である本宮山の山地景観を中心とし、闇荻溪谷、巴山、雁峰山等の山々及び巴川、寒狭川の河川景観からなる自然公園で、昭和44年3月に県立公園として指定された。公園面積は、7,294haである。

昭和44年の指定から21年を経過した平成2年に、社会経済情勢の変化、公園区域及び周辺地域の土地利用、公園利用の形態の変化等に対応し、当公園内の風致景観、植生、野生生物等を適切に保護し、それらを基盤とした公園利用を積極的に推進するため、公園区域及び公園計画全体について再検討を実施した。その後の平成18年には、本宮山スカイラインの開設に合わせて本宮山山頂周辺に整備された本宮山集団施設地区を、老朽化による施設の廃止や自動車による公園利用者の減少に伴い削除した。また、その後も当地域における市町村の合併や、平成22年施行の自然公園法改正により自然公園の目的に生物多様性の確保が追加されるなど、県立自然公園をとりまく環境に大きな変化があった。

今回は、平成2年の再検討後の自然的・社会的条件の変化をふまえ、第一次点検を行うものである。第一次点検にあたり、公園区域及び公園計画全体について、風致景観、植生、野生動植物等の保護と、それらを基盤とした公園利用を推進する観点から調査を行った結果、公園区域線等が不明確となった地域等や必要性が失われた自然公園施設が生じるなど、公園区域全般にわたって変更が必要となっており、本公園の適正な利用を図るため、保護規制計画及び施設計画の一部を変更する必要が生じた。そのため、公園計画の一部について変更を行うものである。

2 変更する区域

本宮山県立自然公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 1 : 公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	新城市川田字本宮道の一部
2	拡張	新城市只持字乙方の一部
3	拡張	新城市中島字イズボウの一部
4	削除	新城市中島字松ノ平の一部
5	削除	新城市作手高里字稲場川、字カイギシ、字中ノ切、字道上の全部

変更理由	面積 (h a)	
当該地は名勝「牛の滝」の後背地にあたり、自然環境上重要な地域であるので、周辺の森林環境を県立自然公園に編入する。 (公園区域外→普通地域)	0.4	〔 国 公 私0.4 〕
区域線の明確化に伴い、本地区を公園区域に編入する。 (公園区域外→特別地域)	8	〔 国 公 私 8 〕
区域線の明確化に伴い、本地区を公園区域に編入する。 (公園区域外→特別地域)	5	〔 国 公 私 5 〕
区域線の明確化に伴い、本地区を公園区域から削除する。 (特別地域→公園区域外)	△2	〔 国 公 私△2 〕
公園区域の境界に接して、既に市街化が進行しているため、本地区を公園区域から削除する。 (普通地域→公園区域外)	△3	〔 国 公 私△3 〕
変更部分面積計	8.4	〔 国 公 私 8.4 〕
変更前 公園面積	7,294	〔 国 370 公 811 私6,113 〕
変更後 公園面積	7,302	〔 国 370 公 811 私6,121 〕